

1 第1部（特集・トピックス）

(1) 特集（1ページ～）

「匿名・流動型犯罪グループに対する警察の取組」

匿名・流動型犯罪グループの特徴や、同グループによる多様な資金獲得活動の動向を概観するとともに、同グループの実態解明、取締りに向けた警察の各種取組を紹介するもの。

(2) トピックス（25ページ～）

- I 銃砲による凶悪事件を踏まえた規制の強化と警察の取組
- II 良好な自転車交通秩序を実現させるための取組
- III 重大サイバー事案対処に係る警察の取組
- IV G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合の開催について
- V 令和6年能登半島地震への対応について

2 第2部（本編）（39ページ～）

- 第1章 警察の組織と公安委員会制度
- 第2章 生活安全の確保と犯罪捜査活動
- 第3章 サイバー空間の安全の確保
- 第4章 組織犯罪対策
- 第5章 安全かつ快適な交通の確保
- 第6章 公安の維持と災害対策
- 第7章 警察活動の支え

公安委員会	「道路交通法施行令の一部を改正する	令和6年6月27日
説明資料No. 2	政令案」に対する意見の募集について	交 通 局

1 意見募集の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の一部の施行に伴う道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和6年6月28日（金）から同年7月27日（土）まで（30日間）

3 道路交通法施行令の改正内容

自転車運転者講習の受講命令の対象となる自転車危険行為として、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により、新たに罰則規定が設けられた自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等を加えるもの（第41条の3第2項関係）。

4 施行期日

令和6年11月1日（予定）

公安委員会	令和5年度における留置施設の	令和6年6月27日
説明資料No. 3	巡察の実施状況について	長官官房

1 概要

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第19条の規定に基づき、全国105の留置施設に対して巡察を実施した。

2 主な指摘・指導事項

- 署長等幹部による巡視の状況について確認したところ、巡視の懈怠は認められなかったものの、一部において、具体的な指示の欠如が認められたことから、改善措置を講じるよう指示した。
- 危険物対策の状況について確認したところ、一部において、物品や設備等に不備が認められたことから、改善措置を講じるよう指示した。
- 戒具使用時及び保護室収容時の対応について確認したところ、一部において、嘱託医への意見聴取の懈怠が認められたことから、改善措置を講じるよう指示した。
- 特異な動静を有する被留置者の処遇について確認したところ、一部において対応要領への理解不足が認められたものの、おおむね良好な結果であった。
- 医療を必要とする被留置者の処置について確認したところ、不適切な対応や理解不足は認められなかった。

3 今後の取組

令和6年度は、令和5年度における不適正事案を踏まえ、精神障害者又はその疑いのある被留置者への対応を重点項目に加える。

1 目的

様々な自転車の交通安全教育に係る実施主体の情報共有の拠点とするとともに、それぞれの知見等を取り入れた自転車の交通安全教育に係るガイドラインの策定等、交通安全教育の更なる充実化を図るために設置するもの。

2 概要

(1) 背景

「良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する報告書」において、

- リソースの制約上、警察のみで自転車の交通安全教育を実施することは困難であるため、警察を中心として官民連携を強化すべき
- 官民連携の拠点を構築し、ライフステージ別の交通安全教育の指針を示すガイドラインを策定し、実施主体によらず教育の質を担保すべき

こと等が示された。

(2) 当面の検討内容

- ライフステージに応じた自転車の交通安全教育に係るガイドラインの策定
- 教育実施者に対する都道府県警察による認定基準の策定
- 効果的な広報啓発の手法

(3) 構成員

自転車関係団体、自転車関係企業、教育関係団体・企業、その他関係団体・企業、関係府省庁等

3 今後の予定

7月8日に第1回官民連携協議会を開催以降、定期的を開催し、令和7年末までをめぐりに自転車の交通安全教育に係るガイドライン等を策定する予定。